

■ 4条1項11号

不服 2018-12674

<本願商標>

「V-I S A」(標準文字)

第9類「光センサーの機能を利用して製品外観の欠陥の可能性のある箇所を検出する視覚検査装置(外観検査装置)」 ※補正後の指定商品

<結論>

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標：**ISA**

第9類「Measuring apparatus for measuring or testing the properties of resistance wire and other high-resistivity material.」

※マドプロ

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標について

本願商標は、・・・、「V」の文字と「I S A」の文字とを「- (ハイフン)」で連結した「V-I S A」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字は、同じ書体、同じ大きさで等間隔にまとまりよく一体に表されているものであって、その構成文字全体から生じる「ブイイサ」又は「ブイアイエスエイ」の称呼も無理なく一連に称呼し得るものである。

そして、該文字は、辞書等に掲載されていないものであるから、特定の語義を有しない一種の造語として理解されるとみるのが相当である。

したがって、本願商標は、その構成文字全体に相応した、「ブイイサ」又は「ブイアイエスエイ」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

(2) 引用商標について

引用商標は、・・・、「I S A」の欧文字を横書きしてなるところ、該文字も、辞書等に掲載のないものであるから特定の語義を有しない一種の造語として理解されるとみるのが相当である。

したがって、引用商標はその構成文字に相応して、「イサ」又は「アイエスエイ」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

(3) 本願商標と引用商標の類否について

本願商標と、引用商標を対比すると、外観においては、それぞれ上記(1)及び(2)のとおり構成であって、語頭における「V-」の有無において相違するものであるから、両者は、外観上、判然と区別し得るものである。

また、称呼においては、本願商標から生じる「ブイイサ」又は「ブイアイエスエイ」の称呼と、引用商標から生じる「イサ」又は「アイエスエイ」の称呼とは、それぞれ「ブイ」の音の有無により、その音構成及び音数において明白な差異を有するものであるから、両者は、称呼上、明確に聴別できるものである。

さらに、観念については、両者とも特定の観念を生じないものであるから、観念において比較することはできない。

以上からすれば、本件商標と引用商標とは、観念において比較できないとしても、その外観においては、判然と区別し得るものであり、称呼においても、明確に聴別できるものであるから、両者は、相紛れることのない非類似の商標というべきである。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標と引用商標とは非類似の商標であるから、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

<弁理士コメント>

本願商標「V-I S A」と引用商標「I S A」は、観念において比較できないとしても、その外観においては判然と区別し得るものであり、称呼においても明確に聴別できるものであるから、両者は相紛れることのない非類似の商標というべきである、と判断されました。

両商標の差異が、「〇ー」のようにアルファベット1文字とハイフンのみの場合、当該部分の識別力が弱い又はないとして類似と判断されるケースもあれば、本事件のように非類似と判断されるケースもあり、実務上も類否の予測が難しいものとなっています。

平成中期以降の審決では、非類似とされるケースが多い印象がありますが、「〇ー」の「〇」に相当するアルファベットや、指定商品・指定役務によっても結論が変わる可能性はありますので、あまり楽観はしない方が良いでしょう。

個人的には、たとえば「I S A」に「Vー」とか「Wー」が付いて「V-I S A」や「W-I S A」になった場合、これが「I S A」商品の上位種やパワーアップ版・バージョンアップ版であるという印象を抱く気がします。画一的な外観・称呼・観念からの類否判断では非類似なのかもしれませんが、実際の取引者や需要者の誤認混同の可能性を考慮すると、両商標が類似と判断される余地もあるように思います。

また、『「〇ー」を付ければ非類似』というのがスタンダードな判断基準になってしまうと、(周知著名とまではいけない)他人の商標に「〇ー」を付加した商標について、いわゆる「すり抜け登録」が簡単に可能となってしまいます。このような商標に簡単に登録を認めては、フリーライドを助長する可能性もあり、やはり問題があるのではないのでしょうか。

なお、本事件では最終的に非類似と判断されていますが、審判まで争われている点には注意しなければなりません。「〇ー」が付く商標を採用する際には、しっかりと商標調査を行った上で、慎重な判断をする必要があります。

(弁理士 永露祥生)

< 2019年6月19日 >